

スマートフォン決済アプリでの納付

スマートフォン決済アプリから、QRコードを読み取り納付することができます。

納めることができる税目は

- QRコードによるスマートフォン決済アプリの利用
- ・個人県民税・地方消費税を除く県税

QRコードによるスマートフォン決済アプリでの納付

納付書等表面に「e L - Q R」の文字と共に印字されたQRコードをスマートフォン決済アプリで読み取り納付することができます。

77 三重県 自動車税納入済通知書

加入者名 三 重 県 00110-1-967010 合計 39500

自動車税 24000 納付書番号 03117 10202 30000 00201 101702 納付区分 125

自動車税 令和 8 年度 三重 300お1234 納期限 令和 8 年 6 月 1 日

34 390011096701000000039500224000012500030

040311710202300000002011017027624322508000001

領収日付印

三 重 太 郎 様

この部分を読み取ります

1 準備いただくものは

- ・スマートフォン
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・e L - Q R の印字された納付書等
(e L - Q R の記載と共に、QRコードが印字されているもの)

2 利用いただけるスマートフォン決済アプリは

ご利用いただけるスマートフォン決済アプリについては、e L T A X 地方共同機構が運営する、地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>) へアクセスし、「スマートフォン決済アプリ一覧」のアイコンをクリックいただくことでご確認いただけます。

3 利用方法は

各社のアプリによりご利用方法は異なります。上記の「スマートフォン決済アプリ一覧」のアイコンクリック後のページにて、各社の案内ページへのリンクが掲載されていますので、リンク先にてご利用方法をご確認ください。若しくは各アプリ事業者にお問い合わせください。

領収証書・納税証明書は

- ・領収証書・継続検査用の納税証明書は発行されません。納付後に送信される支払完了通知メールやアプリ上の取引履歴、通帳の記帳によりご確認ください。
- ・納税確認の電子化により、車検時の自動車税納税証明書の運輸支局への提示は省略できるようになっていますが、納付後すぐに車検を受ける場合など、納税証明書が必要な場合は県税事務所窓口や金融機関、あるいはコンビニで納付してください。

その他留意事項は

- ・アプリ事業者によっては、決済手数料が発生する場合があります。詳細は、各アプリ事業者のホームページやアプリ事業者に直接ご確認ください。
- ・QRコードによるスマートフォン決済アプリは、QRコードが印字された納付書等でのみご利用いただけます。
- ・アプリにより納付した場合、納付書等に納付済である旨記入するなどし、二重に納付されないようご注意ください。
- ・利用期限を経過した納付書等や、汚れ・破損などのためにQRコードを読み取れない納付書等のご利用いただけません。